

# 市税は 期限内に 納付を しましょう

市税などには、それぞれ納期限が決められています。納期限までに完納されない場合は督促状を送り、その後もしも納付がない場合は差し押さえなどの滞納処分を行います。

また、納期限を過ぎると、延滞金の納付義務が発生します。

## 督促などに応じないと 滞納処分に

督促や催告などに応じず、納付されない滞納者に対しては、税負担の公平性を確保するため、財産の差し押さえなどの滞納処分を行います。

差し押さえるの対象となる財産は、給与・年金・預貯金・生命保険契約解約返戻

差し押さえ件数

内訳	H27年度	H28年度	H29年度 (9月末)
預貯金など	109件	54件	22件
給与・年金など	112件	132件	58件
動産など	1件	1件	0件
その他	61件	48件	46件
合計	283件	235件	126件

差し押さえた  
動産の一例



金などの債権、美術工芸品や自動車などの動産、不動産などです。差し押さえた動産や不動産は、インターネットオークションなどを活用して公売を行います。滞納市税に充てています。

問い合わせ先 税務課 (☎43-7122)

納付が困難な場合は  
早めの相談を！

やむを得ない事情で期限内の納付が困難な場合は、未納のまま放置せず、早めに税務課へ相談してください。納付書の再発行、納付の確認などの相談も受け付けています。

市税などの納付には、各金融機関や、全国の主なコンビニエンスストアも利用できます。コンビニエンスストアでは、24時間いつでも納付できます。

また、納付忘れのない口座振替制度もお勧めしています。皆さんの生活に合った方法で、期限内納付をお願いします。

## 12月は国民健康保険税の 滞納整理強化期間です

国民健康保険税は、病気やけがをしたときに、互いに助け合うための国民健康保険を支える大切な財源になります。期間中は、国民健康保険税などの滞納がある世帯を訪問するなどして滞納整理を強化します。

# 償却資産の 家屋を 取り壊したら 届け出を 忘れずに

1月1日時点で、市内に償却資産を所有している人は、その資産について毎年申告をする必要があります。申告期限は2月1日(木)までですが、なるべく1月25日(木)までに税務課または上下支所総務係に申告してください。土地や家屋に設置した太陽光発電設備も申告が必要な場合があります。対象など、詳しくはお問い合わせください。

平成29年12月末までに住宅や倉庫などの家屋の全部または一部を取り壊し、まだ届け出をしていない人は、早急に電話などで連絡してください。

なお、滅失登記を行っている場合は、届け出の必要はありません。滅失登記を行っていない場合、届け出をしないと、その家屋に対する固定資産税が引き続き課税されることがあります。また、住宅を取り壊した場合、土地に対する固定資産税の税額が変わる場合があります。

## 償却資産とは

個人または会社で事業を営んでいる人が所有し、その事業のために用いている機械、器具、備品などの資産のことです。

申告・問い合わせ先

税務課 (☎43-7125) または  
上下支所総務係 (☎62-2111)